環境管理業務仕様書

1　空気環境測定

2　受水槽清掃・点検整備

3　加圧給水ポンプ点検整備

4　水質検査

(1)　飲料水（水道水）

①　１６項目検査

②　１２項目検査

③　１１項目検査

④　簡易専用水道検査

⑤　残留塩素測定

(2)　雑用水（地下水）

①　　６項目検査

②　１６項目検査

③　１２項目検査

④　１１項目検査

⑤　　７項目検査

5　ばい煙濃度測定

6　害虫防除

環１

空気環境測定業務仕様書

１　目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第３条の２に基づき、室内環境衛生に関し、次のとおり室内空気環境測定を実施する。

(1)　測定は、２か月に１回平日に実施するものとし、実施月は５月・７月・９月・１１月・１月・３月の年６回とする。また、それぞれ浮遊粉塵の量・一酸化炭素含有率・二酸化炭素含有率・温度・相対湿度・気流等を環境衛生管理基準によって測定し、その記録書を提出する。

(2)　測定場所の決定にあたっては、発注者と協議する。

	床面積（㎡）	測定箇所
１階	５，３９３	４
２階	５，４５５	２
３階	５，１９４	２
４階	４，７１８	２
５階	１，６６２	１
６階	７９７	１

２　測定項目と回数

(1)　浮遊粉塵の量（年６回）
(2)　一酸化炭素の含有率（年６回）
(3)　二酸化炭素の含有率（年６回）
(4)　温度（年６回）
(5)　相対湿度（年６回）
(6)　気流（年６回）
(7)　照度・騒音（年２回）

３　測定方法

各階における測定ポイントが、通常の使用時間中に居室の中央部の床上７５ｃｍ以上１２０ｃｍ似下の位置において、１ポイントにつき１日２回測定する。

４　測定結果の判定

測定項目中、(1)、(2)、(3)については、１日の通常使用時間中の平均値と基準値とを比較し、判定を行う。

環２

受水槽清掃・点検整備業務仕様書

１　目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条第２項に基づき、次の事項を実施する。

２　点検業務作業基準

(1)　マンホール等のふたの気密性、カギの有無
(2)　満水、減水警報装置の作動点検
(3)　給水ポンプの状態点検（整備状況、性能）
(4)　ボールタップの状態点検
(5)　オーバーフロー管と通気管の防虫網の状況確認
(6)　水槽の洩れの有無
(7)　受水口と揚水口の位置関係の点検
(8)　オーバーフロー口と受水口の吐水口空間の確認
(9)　沈殿物、異物の有無の点検（種類、状況）
(10)　壁面の状況の点検
(11)　ポンプの整備状況、性能点検

３　清掃業務作業基準

(1)　排水
(2)　沈積物の排除
(3)　内部高圧洗浄、消毒
(4)　清掃完了後の簡易水質検査（残留塩素、色度、濁度、臭気、味等）

４　対象機器

(1)　本庁舎（高架）
　　市水高架水槽（２ｍ×４ｍ×２．５ｍ）　　２０ｔ、１基（飲料用）
　　井水高架水槽（２．５ｍ×４ｍ×２．５ｍ）　　２０ｔ、１基（雑用水用）
(2)　立体駐車場（地下）
　　市水受水槽　（４ｍ×１１ｍ×１．５ｍ）　　５０ｔ、１基
　　井水受水槽　（４ｍ×１１ｍ×１．５ｍ）　　５０ｔ、２基

５　実施回数

点検：毎月
清掃：年１回

環３

加圧給水ポンプ点検整備業務仕様書

１　点検業務作業基準

(1)　ポンプ本体

①　本体及び取り付け部分･防振装置部分の腐食､損傷及び水漏れの有無の外観点検をする。

②　軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。

③　グランド部分の水漏れの有無の点検及び調整をする。

④　圧力計がある場合、圧力計の腐食及び損傷の有無の外観点検をする。また、指示値に誤りがないかを良否判断する。

(2)　電動機本体

①　本体及び取り付け部分・防振装置部分の腐食、損傷の有無の外観点検をする。

②　電動機の作動状態（異常音、振動、回転方向）の外観点検をする。

③　電動機二次側電源で電圧、電流、絶縁抵抗の測定点検をする。

(3)　圧力タンク

①　本体及び取り付け部分･防振装置部分の腐食､損傷及び水漏れの有無の外観点検をする。

②　封入ガスの圧力計がある場合、圧力計の腐食及び損傷の有無の外観点検をする。また、指示値に誤りがないかを良否判断する。

(4)　計器

①　圧力計・連成計・真空計がある場合、圧力計の腐食及び損傷の有無の外観点検をする。また、指示値に誤りがないかを良否判断する。

(5)　制御盤内の表示灯、電磁開閉器、リレー等の機器の作動状態を点検する。

(6)　圧力発信器の作動状態の良否を点検する。

(7)　フード弁及び逆止弁がある場合、開閉状態の良否を点検する。

２　契約内消耗品

潤滑油

３　対象機器と点検回数

対象機器	点検回数
加圧給水ポンプ：２台　／　揚水ポンプ：　４台 井戸ポンプ　　：２台　／　排水ポンプ：１６台	年１回

環４－①～⑤

水質検査業務仕様書

１　目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第２条第２項、施行規則第４条第３項、水道法第４条及び第３４条の２及び水道法施行規則第５６条に基づき、次の事項を実施する。

２　業務内容

(1)　飲料水（水道水）及び雑用水（地下水）を採水し、日常の目視及び定期の水質検査をする。

(2)　その都度、検査結果の報告書を提出する。

３　検査内容

(1)　飲料水（水道水）

【飲料水１６項目検査】（１２項目検査と合わせて２８項目検査として、上半期に実施）

＜項　　目＞一般細菌・大腸菌・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度
亜硝酸態窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素・塩化物イオン
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ））の量
鉛及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・蒸発残留物

【飲料水１２項目検査】

＜項　　目＞シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド

＜検査回数＞年１回

【飲料水１１項目検査】

（前記１６項目検査で異常が無い場合に、１１項目に省略して、下半期に実施）

＜項　　目＞一般細菌・大腸菌・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度
亜硝酸態窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素・塩化物イオン
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ））の量

＜検査回数＞年１回

【簡易専用水道検査】

＜検査回数＞年１回

【残留塩素測定】

＜項　　目＞臭気・味・色・濁り

＜測定回数＞７日に１回

(2)　雑用水（地下水）

【雑用水６項目検査】

＜項　　目＞残留塩素・ｐＨ値・臭気・外観・大腸菌群・濁度

＜検査回数＞４項目（残留塩素・ｐＨ値・臭気・外観）検査　…　７日に１回

２項目（大腸菌群・濁度）検査　…　２か月に１回

【雑用水１６項目検査】（１２項目検査と合わせて２８項目検査として、上半期に実施）

＜項　　目＞一般細菌・大腸菌・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度
亜硝酸態窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素・塩化物イオン
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ））の量
鉛及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・蒸発残留物

【雑用水１２項目検査】

＜項　　目＞シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド

＜検査回数＞年１回

【雑用水１１項目検査】

（前記１６項目検査で異常が無い場合に、１１項目に省略して、下半期に実施）

＜項　　目＞一般細菌・大腸菌・ｐＨ値・味・臭気・色度・濁度
亜硝酸態窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素・塩化物イオン
有機物（全有機炭素（ＴＯＣ））の量

＜検査回数＞年１回

【雑用水７項目検査】

＜項　　目＞四塩化炭素・シス―１，２－ジクロロチレン及びトランス―１，２－ジクロロチレン・ジクロロメタン・エトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・ベンゼン・フェノール類

＜検査回数＞３年に１回

環５

ばい煙濃度測定業務仕様書

１　目的

冷温水発生機より排出されるばい煙について、大気汚染防止法第１６条に基づき、実施する。

２　測定内容

本測定業務の測定方法は、大気汚染防止法施行規則第１５条の各号に定めるところによる。

測定項目と測定方法は、次のとおりとする。

(1)　ばい塵に係るばい煙濃度（ダスト濃度）JIS-Z-8808

(2)　硫黄酸化物に係るばい煙濃度 JIS-K-0103

(3)　窒素酸化物に係るばい煙濃度 JTS-K-0104

３　測定回数

年２回

環６

害虫防除業務仕様書

１　目的

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第４条の４及び第４条の５に基づき、建物の衛生的な環境を確保することを目的とする。

２　一般事項

(1)　発生・生息場所及び進入経路並びに被害状況を調査し、調査結果に基づき建物全体について効果的な作業計画を策定し、統一的・計画的に適正な方法により防除作業を行うこと。

(2)　建築物内のゴミの処理状況、飲食物の保管状況を点検し、必要に応じネズミ・昆虫等の発生を防止するための措置を講じること。

(3)　防鼠防虫網等、設備の機能を点検し、必要に応じ補修を行い、進入防止の措置を講じること。

(4)　防鼠防虫剤は、薬事法の規定に基づき、使用・管理を適切に行い、事故防止に努めること。

①　ネズミ防除関係

予備調査として、出没箇所、進入経路、ネズミの種類、生息場所等を明確に把握し、科学的駆除法（散粉法、毒餌法、毒水法による駆除、忌避剤による侵入の防止等）または物理的駆除法（捕獲、圧殺による駆除、超音波、電磁波による駆除等）等効果的な方法により駆除すること。

防鼠行程完了後、ネズミの進入を防ぐため、防鼠剤を散布すること。

②　チョウバエ、蚊駆除関係

薬剤は効果的なものを使用し、成虫に対しては空間噴霧し死滅させること。

マンホール、下水溝口は噴霧後、廻りのアク及び汚泥中に粉剤を投入すること。

③　ゴキブリ駆除関係

効果的な薬剤を使用し、ゴキブリの生息場所、歩行路などに帯状又は前面に散布し、散布後ゴキブリが接触し死滅するように行うこと。

３　実施回数

年２回